

道路事故災害対策計画

ま え が き

道路における大量自動車の衝突・延焼、トンネル内における車両火災、道路構造物の損壊等により多数死傷者の発生といった道路事故災害に対して、本市及び各防災関係機関がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、地震、風水害等の自然災害による道路被害及び道路啓開に関する応急対策は、地震災害対策計画、風水害対策計画によるものとし、また、道路における危険物の漏洩等は、危険物等災害対策計画による。

本市における道路網の現状

本市の道路は、国道 6 号線、国道 245 号線が主要路線であり、これに主要地方道である日立山方線、日立いわき線、日立笠間線等があり、また、日立山方線と日立中央 I C を結ぶ日立有料道路がある。

道路種別	路線名	管理主体
自動車専用道路	日立有料道路	東日本道路水戸管理事務所
一般国道	国道 6 号線	国土交通省常陸河川国道事務所
	国道 245 号線	茨城県（高萩土木事務所）
	国道 293 号線	
	国道 349 号線	
主要地方道	日立停車場線 多賀停車場線 大甕停車場線 小木津停車場線	茨城県（高萩土木事務所）

これら路線の状況としては、主要路線である国道 6 号線は、モータリゼーションの進展などを背景に、自動車交通の増加によって、特に中心市街地において慢性的な交通渋滞を引き起こしている。本市の地形的制約から幅員が狭あいだで拡幅が難しい区間が多いことも、道路混雑の一因となっている。

このような渋滞が慢性化した状況下で、車両同士の衝突や歩道への乗り上げによる人的被害、車両火災、高速道路に数ヶ所あるトンネルでの事故、さらにそれらが道路を塞いで応急活動を阻害させることが容易に予想される。

本市常磐高速道路におけるトンネル数と総延長	12 箇所	10,737m（下り車線）
-----------------------	-------	---------------

さらに日立市の地理的条件を考慮すると、主要幹線道路である市中央部に国道 6 号線、海側に国道 245 号線、山側に国道 349 号線、常磐自動車道において大規模な道路事故災害が発生した場合には、経済的な面をはじめとして様々な面での問題が発生することが予想される。

以上より、道路事故災害発生時に向けた市の応急活動体制を整理するとともに、道路種別によって異なる道路管理者の災害予防対策、災害応急体制もあわせて整理を行い、道路事故災害を未然に防ぐ防災対策の強化、さらに事故が発生した場合の早急な応急対策の実施が必要になる。

第1章 災害予防計画

第1節 道路交通安全のための情報の充実

担 当	責 任 者	都市建設部長
		総務部長、市民生活環境部長
	課	道路管理課、道路建設課、防災対策課、天気相談所
	関 係 機 関	水戸地方気象台、常陸河川国道事務所、高萩工事事務所

第1 気象情報の伝達

道路管理者は、水戸地方気象台及び日立市天気相談所が発表する情報を有効に活用するための整備を図る。

第2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には道路利用者にその情報を迅速に提供する体制整備を図る。

第2節 道路施設等の管理・整備と道路管理者の災害予防

担 当	責 任 者	都市建設部長
	課	道路管理課、道路建設課
	関 係 機 関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩土木事務所、 茨城県道路公社、NE X C O 東日本水戸管理事務所

第1 実施機関

市及び防災関係機関は、市域内の道路における災害の発生を防止し、又は被害を軽減し、市民の生命及び財産を保全するため、事故災害に共通する災害対策以外にも、道路事故災害に対する予防対策として、平常時から以下の予防対策を実施する。

なお、道路管理者は、市道は日立市（都市建設部道路管理課）、国道は常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、県道は県高萩工事事務所、常磐自動車道はNE X C O 東日本水戸管理事務所とする。

- (1) 道路管理者は、日立警察署、消防署、国道・県道・市道・常磐高速道路の各道路管理者と情報連絡手段の確立と整備を推進する。
- (2) 道路管理者の主な業務
 - ア 平常時の道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
 - イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備に努める。
 - ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制の整備に努める。
 - エ 非常時の通信手段の整備、確保に努める。
 - オ 非常用物資の備蓄に努める。
 - カ 災害対策計画及び災害対策マニュアルの作成を行う。
 - キ 所属職員の防災教育及び対応訓練を実施する。

第2 保安対策

道路管理者は、平常時から、トンネル、橋りょう、高架橋等の道路施設の点検・補修を通じ、道路施設等の現況把握に努める。

第3 関係機関との事前協議

市は、災害発生時における、救急・救助、消火、医療救護、広報活動及び通行の禁止制限等に関する警備活動等について、あらかじめ日立警察署及び関係機関と事前に協議を行う。

第4 職員に対する防災教育及び訓練

市は、防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、所属職員並びに管理業務委託会社、請負会社等を対象として防災教育を実施する。

また、発災時における円滑な災害活動を実施するため、必要に応じて対応訓練を行う。

第1章 災害予防計画

第2節 道路施設等の管理・整備と道路管理者の災害予防

第5 活動体制の整備

道路管理者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備する。

第6 防災設備及び資機材の整備点検

道路管理者は、防災設備の点検については、道路法等関係法規の定めるもののほか、内部規定による日常点検を行う。

第7 管理する施設の巡回及び点検

市は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、定期的に巡回を実施する。

第8 安全性向上のための対策の実施

道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備計画を計画的かつ総合的に実施する。

第3節 災害応急対策の整備

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長、都市建設部長
	課	防災対策課、警防課（各署所）、消防署、道路管理課、道路建設課、 関係各課所
	関 係 機 関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所、日立警察署

第1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集、連絡

市は、大規模な道路事故災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要因をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(2) 情報の分析、整理

市は、収集した情報を的確に分析するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制を整備する。

第2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、その実情を踏まえ、必要に応じて災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 協定の締結

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

※ 災害時等の相互応援に関する協定（資料編 資料 2-1）

※ 茨城県広域消防相互応援協定（資料編 資料 9-10）

第1章 災害予防計画
第3節 災害応急対策の整備
イ 民間事業者の活用等

平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

ウ 備蓄体制

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

エ 人材の活用

(ア) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(イ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

オ 県への応援要請

県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動の整備

(1) 救助・救急活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両・船舶・航空機等の整備に努める。

(2) 医療資機材等の備え

応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄については、風水害対策計画編第2章第15節第3 応急医療体制の整備に準ずる。

また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

さらに、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

第1章 災害予防計画
第3節 災害応急対策の整備

(3) 消火活動への備え

市は、平常時より消防機関相互間の連携の強化を図る。

第4 緊急輸送活動への備え

道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、道路事故災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じて警備業者の協力を得て、災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両運転者の義務等について、平常時から周知を図る。

第5 危険物等の流出時における防除活動への備え

道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについては、本編危険物等災害対策計画を準用する。

第6 関係者等への的確な情報伝達

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等対応の体制について、計画を定めるよう努める。

第7 関係機関との協力体制の確立

市は、本市域の道路施設において災害が発生した場合、市及び各道路管理者は、情報の受伝達、人命の救助、消火活動、住民の避難等を関係機関の緊密な連携・協力のもとに実施する。

特に、災害の状況、応急活動に関して特殊性の高い常磐自動車道に関しては、市消防本部が締結している協定等を通して、周辺自治体及び関係機関との協力体制の確立を図る。

第8 防災訓練の実施等

市は、大規模な道路事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実践するとともに、対応能力の向上に努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育・訓練を行い、救急・救助機能の強化を図るものとする。

第9 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

市は、大規模な道路事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達できるよう関係機関との協力体制の整備に努める。

第10 災害復旧への備え

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第4節 消防本部の災害予防

担 当	責 任 者	消防長
	課	消防本部総務課、警防課、予防課、消防署所
	関 係 機 関	消防団

第1 常磐自動車道路対策

市は、特に災害の状況、応急活動に関して特殊性の高い常磐自動車道路に関して、災害時の消防部隊、救助隊等の出動状況等を定めた常磐自動車道路出動計画を策定し、災害時に備える。

※ 茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定 （資料編 資料 9-14）

第2 警防査察及び訓練の実施

市は、道路施設の実態把握のため、必要に応じて警防査察を実施するとともに、道路管理関係者及び日立警察署と連携して応急対策訓練を実施する。

第2章 災害応急対策計画

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第1節 災害情報の収集・連絡

担当	責任者	総務部長、消防長
	課	総務部庶務班、総務班、警防班
	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、 県（防災・危機管理課、高萩工事事務所）、日立警察署

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路事故災害情報等の収集連絡

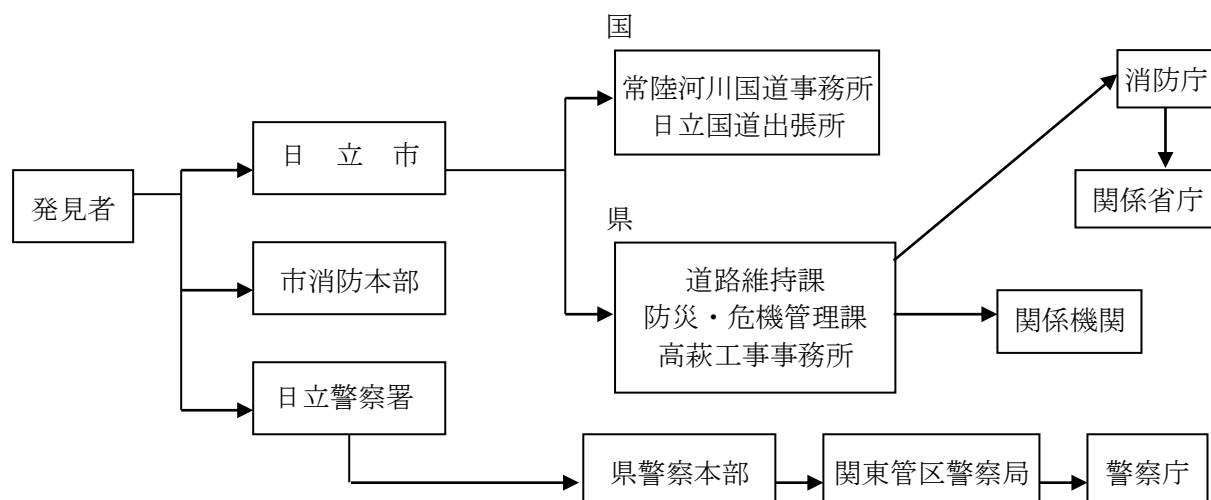
道路事故災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市（防災対策課）、日立警察署、消防本部又は道路管理者に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに被害状況を常陸河川国道事務所（日立国道出張所）又は高萩工事事務所に連絡する。

(2) 道路事故災害情報等の収集・連絡系統

道路事故災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害情報の収集・連絡
 (連絡先一覧)

機 関 名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消 防 庁		03-5253-7777 (同左)
常 陸 河 川 国 道 事 務 所	日 立 国 道 出 張 所	0294-23-3455 (同左)
茨 城 県	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-8800 (同左)
高 萩 工 事 事 務 所	管 理 課	0293-22-2175 (同左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 (同左)
日 立 警 察 署	警 備 課	0294-22-0110 (同左)
N E X C O 東 日 本 水 戸 管 理 事 務 所		029-252-6151 (同左)

第2 災害情報の収集・伝達

道路事故災害の発生又は発生のおそれがある旨の連絡、通報を受けた時は、市及び消防本部は情報の収集を行い、調査、収集した情報を関連各機関に伝達する。

道路事故災害発生時の情報収集事項は以下のとおり。

なお、各機関への情報伝達事項、県への報告に関しては、第1部事故災害に共通する災害対策のとおりに。

- (1) 事故発生日時、場所及び事故の概要
- (2) 事故車両の状況（車両種類、車両使用種類（自家用、貨客、貨物）等）
- (3) 道路施設の破損状況
- (4) 人的被害の状況（乗客・乗員の数、要救助者及び傷病者の有無と状況等）
- (5) 火災発生の有無
- (6) 延焼拡大要因の有無（積載物の種類、形態、危険物の有無）
- (7) 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無
- (8) 地域住民の避難の必要性、避難状況
- (9) 発災周辺地域の状況（橋りょう、トンネル、盛土、切土等の異常の有無）
- (10) 道路管理者の措置状況
- (11) 国、県の措置状況
- (12) 気象情報等

第2節 応急活動体制

担 当	責 任 者	総務部長
		各部長
	課	総務部総務班、人事班
	関 係 機 関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、 県（防災・危機管理部、高萩工事事務所）、日立警察署

第1 道路事故災害配備体制の確立

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管部の職員動員計画により、平常時から職員動員体制の周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨を周知する。

イ 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

①災害時の職員動員連絡体制表（各部で使用のもの）

②動員配備別区分参集表

ウ 各課長は、作成若しくは修正した計画を、随時防災対策課長に報告する。

なお、防災対策課長は、各部から報告された配備・動員計画を適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

道路事故災害時の配備体制について

災害対策本部設置前の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第1事前・第2事前 災害情報連絡会議 配備体制	1 次の基準により、総務部長が必要と認めたとき。 (1) 道路事故により、災害情報連絡会議体制をとる必要が生じた場合 2 その他の状況により総務部長が必要と認めたとき	1 災害情報連絡会議員及び各部連絡員の職員を配置し、情報連絡活動が円滑に行え得る体制とする。 なお、勤務時間外においては、状況により当直体制をとる。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
第1次動員体制 災害警戒体制本部	1 次の基準により総務部を所管する副市長が必要と認めたとき。 (1) 大量車両の衝突・延焼、トンネル部での車両火災、大規模な道路構造物の損壊等の道路事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 2 その他の状況により総務部を所管する副市長が必要と認めた場合	1 各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数を参集し、道路事故災害の拡大を防止するための体制をとる。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに第2次動員体制できる体制とする。 4 配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。

第2章 災害応急対策計画
第2節 応急活動体制

災害対策本部設置後の職員の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第2次動員体制	大量車両の衝突・延焼、トンネル部での車両火災、大規模な道路構造物の損壊等の道路事故により、多数の死傷者が発生した場合又はその他の状況により市長が必要と認めた場合	1 各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数を参集し、道路事故災害の発生拡大を防止するための体制をとる。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3次動員体制へ移行できる体制とする。
第3次動員体制	大量車両の衝突・延焼、トンネル部での車両火災、大規模な道路構造物の損壊等の道路事故により、多数の死傷者が発生し、第2次動員体制では対処できない場合又はその他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数又は職員の2分の1を参集し、道路事故災害の拡大へ対処する体制をとる。

第3節 道路管理者の応急対策

担当	責任者	都市建設部長、総務部長
	課	管理班、都市建設部庶務班、土木班、総務班、総務部庶務班
	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所、 NEXCO東日本水戸管理事務所、茨城県道路公社

第1 事故発生時の報告と情報の収集

事故の発生を発見若しくは事故の通報を受けた者は、直ちに道路管理者、日立警察署、消防本部等関係機関へ報告する。

連絡を受けた道路管理者は、事故発生地点を中心に巡回（パトロール）を行い、直接被害状況を確認する。

一般道路等で警察、消防が先着している場合は、各機関から情報を収集する。

また、収集した情報については、順次関係機関へ情報を提供する。

第2 初動体制の確立

各道路管理者が連絡を受けたときは、被害の拡大を防ぎ道路交通を確保するため、早急に初動体制を確立する。

第3 事故発生時の応急処置

各道路管理者は、事故発生直後には以下の応急措置を実施する。

(1) 巡回（パトロール）

事故発生の通報を受領後、現地被害情報を確認するため、また、周辺地域の道路状況を確認するため、巡回（パトロール）を実施する。

(2) 道路利用者への情報提供

得られた情報から危険情報、交通規制の内容を道路情報板等で道路利用者へ知らせる。
また、報道機関等への情報提供を行う。

(3) 交通規制の実施

被害の状況により、日立警察署と協議し、必要な道路区間及び区域について、通行を禁止又は制限する等の交通規制を実施し、緊急通行路や避難路及び迂回路を迅速に確保する。

(4) 他機関への応援要請

通報等によって、災害を覚知したときは、速やかに日立警察署及び消防機関に出動を要請する。

また、被害の状況によっては、他の道路管理者、自衛隊、関係機関等へ応援を要請する。

ただし、応援要請にあたっては、県及び市の災害対策本部等と協議を行い要請する。

第2章 災害応急対策計画

第3節 道路管理者の応急対策

(5) 負傷者の初期救急処置

負傷者のある時は、応急救護に努めるとともに、到着した救急隊員に対し、負傷者の引き継ぎを行う。

(6) 初期消火活動

防災用資機材を活用し、初期消火を実施する。

ただし、消防機関の到着後は、消防機関と協力し、その指示にしたがい消火活動に協力する。

(7) 緊急措置の実施

道路施設の損壊については、業者等と協力し、緊急措置を実施する。

第4節 救助・救急、消火・医療救護活動

担当	責任者	消防長
		保健福祉部長
	班	警防班、警備班、管理班、保健班、関係各班
	関係機関	県（防災・危機管理課、日立保健所）、日立警察署

第1 救助・救急、消火活動

市は、消防本部を中心として、災害発生時に被災者の救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握を行う。

なお、常磐自動車道路での災害は「道路の特徴から進入路が限定されるため、現場到着が遅延する。」「消防水利不足のため消火活動が遅延する。」等の特徴から、消防活動の困難が予想される。よって、救助隊、救急隊等はあらかじめ定めている協定に基づき出場し、救助・救急、消火活動を行う。

また、現地での救助・救急活動を実施するに当たっては、日立警察署、管理班（道路管理者）等より情報収集を行い、双方協力して救助・救急、消火活動を実施する。

第2 資機材の調達

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 医療救護活動

(1) 医療救護活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本編事故災害対策計画第2章第5節第1「医療救護」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

(2) 広域後方医療施設への傷病者の搬送

市域内での対応が困難な場合は、予想される広域後方医療施設への輸送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、市内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。

第5節 防災活動

第1 広域的な応援体制

市は、市内道路で事故による災害が発生し、自力による応援対策等が困難な場合は、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

なお、受入体制については、地震災害対策計画編第3章第5節「広域応援要請計画」に準じて行う。

また、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

他の市町村から応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

各道路管理者は、自衛隊の災害派遣の必要性を、道路事故災害の規模や収集した被害情報から必要と認められた場合は、風水害対策計画編第3章第14節「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請を行う。

第3 災害広報の実施

市及び道路管理者は、関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項について適切・迅速な災害広報を実施する。

(1) 広報事項

- ア 被災状況及び被災者の状況
- イ 避難指示等の避難情報・誘導の内容
- ウ 人命の救助状況
- エ 避難者の状況
- オ 道路施設の被害状況
- カ 交通規制の状況
- キ 応急活動状況
- ク 道路復旧の見通し等

(2) 広報手段

事故災害対策計画第2章第3節第3「市による広報活動の実施要領」に準じる。

第3章 復旧復興計画

第1節 道路施設の応急・復旧活動

担当	責任者	都市建設部長、総務部長
	班	都市整備課、道路管理課、道路建設課、防災対策課
	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所、日立警察署、日立市建設業協会

第1 道路施設の復旧活動

市道路管理課（道路管理者）は、迅速・的確な障害物の撤去、道路事故災害によって被害を受けた道路施設の改修等の緊急措置を実施し、早期の道路交通確保に努めるが、復旧のための組織が整い、被害情報の全容が把握でき次第、継続して復旧対策を実施し、本復旧を目指す。

なお、道路施設の修復に当たっては、関係業者への出動を要請し、速やかに復旧を図る。

第2 道路施設の緊急点検

市道路管理課（道路管理者）は、被災箇所における道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。また、結果として改修等の措置が必要な箇所については、早急に改修計画を作成し、必要な措置を講じる。

第3 交通安全施設の応急復旧活動

市道路管理課（道路管理者）及び防災対策課は、関係機関と連携し、災害発生直後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

また、災害により破損した交通安全施設については、早期復旧を図る。

第4 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。